利用規約

株式会社バンタン（以下、「当社」といいます）は、当社が運営する「バンタン韓国語教室」に関して、会員および当社が遵守すべき事項と諸条件を明確にするため、利用規約を定めます。会員は、当該利用規約および当社が別途定めるプライバシーポリシー（https://vantan.jp/privacy/）を予め熟読しなければなりません。
なお会員は、当該利用規約のすべての条項を確認し、同意したうえでバンタン韓国語教室の申込みを行うものとします。

第 1 条　（定義）
本利用規約において、以下の用語は、次の各号の定める意味で使用します。
(1) 「本スクール」とは、当社が運営する「バンタン韓国語教室」のことをいいます。
(2) 「クラスレッスン」とは、月額利用料内で規定の回数、1 回 50 分提供するグループレッスンのことをいいます。
(3) 「マンツーマンレッスン」とは、予約制で提供される講師との 1 対 1 の 50 分のレッスンのことをいいます。
(4) 「会員」とは、本スクールへの入会手続きが完了した受講者のことをいいます。
(5) 「クラス会員」とは、クラスレッスンの受講者のことをいいます。
(6) 「マンツーマン会員」とは、マンツーマンレッスンの受講者のことをいいます。

第 2 条　（会員資格）
会員は、以下の条件すべてを満たす方に限ります。
(1) 本規約を遵守できること
(2) 入会日時点で 18 歳未満の場合は保護者等の法定代理人の同意を確認できること

第 3 条　（入会申込み）
1. 入会希望者は、本規約に同意の上、当社指定の方法で入会申込みを行うものとします。
2. 以下の場合、入会申込みを拒否することがあります。
(1) 申込み内容に虚偽、誤記または記入漏れがある場合
(2) 過去に本規約に違反した場合
(3) 過去に当社サービスの料金支払いを怠った場合
(4) 利用料金を支払わない場合
(5) 未成年の申し込みに際して、保護者等の法定代理人の同意が確認できない場合
(6) その他、本スクールの利用者として不適当と判断した場合

第 4 条　（入会金）
1. 入会時に、別途当社が定める入会金を支払うものとします。
2. 当社に帰責事由がある場合を除き、入会金の返還は行いません。

第 5 条　（月額利用料）

1. 会員は、当社が別途定めるひと月あたり利用料（以下「月額利用料」といいます）を支払うものとし、各レッスンの月額利用料は「プラン・料金確認書」に記載します。
2. 月額利用料の支払時期および支払方法は、以下のとおりとします。

(1) 支払方法は原則としてクレジットカード決済とし、入会申込み時に初月分および翌月分の月額利用料を、翌月以降は毎月 20 日に次月分の月額利用料を請求します。

(2) 前号の規定にかかわらず、入会時の初回支払時に限り、当社が特別に認めた場合は特例として現金による支払いを認めるものとします。なお、翌月以降の支払において現金払いは認められません。

第 6 条　（契約期間）

1. 契約期間は、入会日から入会月の翌月末日までとします。
2. 契約期間満了日までに、第 14 条に定める退会手続きが完了しない場合には、契約は以降1か月ごとに自動更新されます。
3. 前各項にかかわらず、契約期間中に退会手続きが完了した場合には、第 14 条に定める退会日を契約期間満了日とします。

第 7 条　（クラスレッスンの提供）

1. 本スクールはクラス会員向けに規定の回数、1 回 50 分のグループレッスンを提供します。
2. クラスレッスンは事前予約不要です。
3. クラスレッスンのスケジュールは、翌月分を当月 20 日に（入会月については入会後すみやかに）当社指定のシステム上に掲載するものとします。会員は、同システム上において自らスケジュールを確認するものとします。
4. オンラインでのレッスンは、ビデオ会議システム「Zoom」等を利用して提供します。受講に伴う通信料金および機器の準備費用等は、すべて会員の負担となります。
5. 当社は、オンラインレッスン受講時のコンピューターウイルス感染等によって発生したコンピューター・回線・ソフトウェア等の損害、物理的な破損、ビデオ会議システムの不具合で発生した損害、その他オンラインでの受講に関して会員が被った損害につき、当社の故意または過失による場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。

第 8 条　（マンツーマンレッスンの提供）

1. クラス会員へのオプションまたはマンツーマン会員向けに、予約制で講師との 1 対 1 でのレッスンを提供します。
2. 対面レッスンまたはオンラインレッスンのプランがあります。
3. 前条第4項および第5項の規定は、マンツーマンレッスンをオンラインで受講する場合について準用するものとします。
4. スケジュールは、翌月分を当月 20 日に（入会月については入会後すみやかに）当社から会員へ通知するものとし、スケジュールの公開時点から予約を開始します。

第 9 条　（その他のレッスンの提供）

1. 当社は、クラスレッスンおよびマンツーマンレッスンのほか、別途の申込みや専用チケットの利用等により受講できるレッスン（以下「その他のレッスン」といいます）を提供することがあります。

2. その他のレッスンの名称、内容、対象者の条件、料金、担当者、および予約方法等の詳細については、別途当社が定め、「プラン・料金確認書」または当社のシステム上にて掲示するものとします。
3. 会員がその他のレッスンを受講する場合、前項の定めに従い、所定の手続きを行うものとします。
4. 第 7 条第 4 項および第 5 項の規定は、その他のレッスンをオンラインで受講する場合について準用するものとします。

第10条　（欠席・振替）

1. 欠席をする場合は、システム上で事前に手続きが必要です。
2. クラスレッスン会員は、システム上で手続きを行うことで振替が可能です。振替の詳細は「ご利用案内」で確認してください。

第 11条　（レッスン休校日）

レッスンの休校日については、当社指定の月間スケジュールのとおり設定します。具体的な日程、および設定する休校日は、システム上にてあらかじめ掲示します。

第 12条　（クラス変更）

クラスの変更を希望する場合は、別途当社が定める変更手続きを行い、翌レッスンより変更とします。

第 13条　（会員種別変更）

1. 会員種別の変更を希望する場合は、毎月 19 日までに別途当社が定める変更手続きを行い、翌月 1 日より変更とします。
2. 有効期限内のマンツーマンレッスンチケットはそのままご利用いただけます。ただし、会員種別の変更により生じるチケットの価格差についての請求、返金は行いません。

1. 第 14 条　（休会）会員は、当社所定の手続きにより、休会プランへの変更（以下「休会」といいます）を申請することができます。休会期間中、当社は月額利用料の対象となる通常のレッスン提供を停止し、会員は月額利用料の支払いを要しません。
2. 休会の申請は、休会を開始する月の前月19日までに、当社が指定する方法により行うものとします。
3. 休会の期間は、連続して3か月を上限とします。
4. 会員は、休会の申請にあたり、休会の終了月および再開後のプランを併せて届け出るものとします。
5. 休会期間の満了により、会員は前項により届け出た再開後のプランで受講を再開するものとし、当社は再開する月の前月20日に当該プランの月額利用料を請求します。
6. 休会期間中に退会を希望する場合、会員は再開する月の前月19日までに第15条に定める退会手続きを行う必要があります。当該期日までに退会手続きが完了しない場合、前項により受講が再開され、再開後のプランの月額利用料が発生します。
7. 休会期間中も、休会の開始前に発行された振替チケットおよびマンツーマンレッスンチケットは、それぞれの有効期限内に限り使用することができます。なお、休会期間中であっても各種チケットの有効期限は延長されません。また、会員は休会期間中にサポートレッスンの追加購入および使用ができます。
8. 休会期間中も会員資格は継続するものとし、第6条に定める契約は、休会期間中も同条第2項により自動更新されるものとします。
9. 第5項により受講を再開した後、月額利用料の支払いが確認できない場合、当社は第15条に定める措置を講じることができます。

第 15条 （退会）

1. 退会を希望する会員は、当社が指定する退会申請フォーム（以下「退会フォーム」といいます）により手続きを行うものとします。退会フォームの送信が完了し、当社のシステムに記録された日を退会手続日とします。退会日については、下記に定めます。

(1) 毎月 19 日までに手続完了：当月末日をもって退会

(2) 毎月 20 日～末日までに手続完了：翌月末日をもって退会

2. 当社は、退会フォームに入力されたメールアドレスと、会員が当社のシステムに登録しているメールアドレスが一致することをもって、本人からの申請であると確認します。当社は、退会手続日を記録し、登録されたメールアドレス宛に受付完了の通知を送信します。会員は、退会フォームの送信後に当社からの受付完了の通知が到達しない場合、速やかに当社へ連絡するものとします。
3. システム障害その他やむを得ない事由により退会フォームを利用できない場合に限り、スクールへの来校または退会申請書の郵送により手続きを行うことができます。この場合、当社が来校による申出を受けた日または退会申請書が当社に到達した日を退会手続日とします。
4. キャンペーン等で別途合意がある場合、解約料等を支払う必要があります。
5. 退会手続きが完了後も、退会日まではスクールを利用できます。
6. 月途中の退会でも日割り計算は行わず、支払い済みの月額利用料は返金しません。
7. 退会日までに発生した月額利用料その他の金銭債務に未払がある場合、退会後も当該支払義務は消滅しません。

第 16条 （契約の解除）

1. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社は通知なしに、利用の一時停止、制限、契約解除等の措置を講じることができます。

(1) 登録情報に虚偽の内容が含まれていた場合

(2) 月額利用料等を 1 カ月以上滞納した場合

(3) 当社からの再三の指示に従わなかった場合

(4) 本利用規約、個別規定等に違反した場合

(5) その他、当社が不適切と判断した場合

2. 前項の措置により利用の一時停止または制限を受けた場合であっても、会員の責に帰すべき事由によるものである限り、当該期間中の月額利用料は発生するものとし、当社は月額利用料の減額または返金を行いません。
3. 第1項の規定に基づき利用の一時停止または制限の措置が講じられた場合において、当社が指定する期日または措置の開始日から14日（または1か月）以内に当該違反状態または未払い状態が解消されないときは、当社は本契約を解除することができるものとします。
4. 第1項または前項の措置により契約が解除された場合であっても、解除の効力が生じた時点までに既に発生している月額利用料その他の金銭債務の支払義務は消滅せず、会員は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。
5. 第1項の措置により契約解除となった場合、会員がすでに支払った入会金・月額利用料等の返金を一切行ないません。
6. 当社の故意または重過失により会員に損害が生じた場合における、当社に対する損害賠償請求は、これを妨げるものではありません。

第 17条 （禁止行為）

会員は、以下を行うことを禁止します。

(1) 利用権利の譲渡、貸与、売買等

(2) 当社、講師等の名誉、信用、著作権、実用新案権、意匠権、商標権、講師のプライバシーや肖像権等の権利侵害行為

(3) 違法行為、公序良俗に反する行為
(4) レッスン中の運営を妨げる行為
(5) 営業行為、営利目的での利用
(6) 他の利用者・講師への違法行為の勧誘または助長する行為
(7) 他の利用者・講師への不利益行為
(8) 個人情報の発信、プライバシー侵害
(9) 犯罪行為および犯罪行為に結びつく行為
(10) 他の利用者、講師、スタッフへの嫌がらせ等
(11) 機密情報を詮索する行為
(12) 宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘
(13) レッスン外での講師と個人的接触
(14) 講師への競合サービス等への勧誘
(15) スタッフへの暴言・業務妨害
(16) アカウントの複数人での利用
(17) 複数アカウントの登録
(18) レッスンの動画・静止画撮影
(19) レッスンの動画・静止画の SNS 発信
(20) その他、当社が不適当と判断する行為

第 18条 （登録情報の変更）
1. 登録情報に変更の必要が生じた場合、速やかにその内容を当社へ申し出る必要があります。変更手続きの遅滞により損害等が発生した場合でも、当社は責任を負いません。
2. 前項の登録情報には、クレジットカードの番号、有効期限、名義その他の決済に関する情報を含むものとします。ただし、会員は、当該情報に変更が生じたときまたは有効期限が到来するときは、システム上の管理画面において自らこれを更新するものとし、当社に対する直接の通知・申出を行う必要はありません。

第 19条 （登録情報の取り扱い）
1. 登録情報は、サービスの提供、関連案内の目的で使用します。会員の承諾なく、第三者に開示しません。ただし、法令等に基づく場合、公的機関からの開示要求、会員の生命・身体・財産の保護に必要な場合は除きます。
2. 個人情報は、当社のプライバシーポリシー（https://vantan.jp/privacy/）に従い、取り扱います。

第 20条 （反社会的勢力の排除）
1. 会員は、自身および関係者が以下のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって該当しないことを確約します。
(1) 暴力団員等の反社会勢力であること
(2) 反社会勢力の支配を受けていること
(3) 反社会勢力を利用し、または関与していること
(4) 反社会勢力に資金提供や便宜供与を行っていること
2. 会員が上記に違反した場合、当社は催告なしに契約を解除できます。
3. 契約解除により会員に損害が生じても、当社は賠償責任を負いません。

第 21条 （損害賠償責任）
1. 会員が本契約に違反し、または故意・過失によって当社に損害を与えた場合、損害賠償を請求できるものとします。
2. 当社の損害賠償責任は、当社に故意または重過失がある場合を除き、損害が発生した月に

会員が支払った授業料を上限とします。

第 22条　（知的財産権）

1. レッスン等のコンテンツに関する著作権等の知的財産権は、当社または権利者に帰属します。
2. コンテンツの複製、譲渡、転売、録画、録音、二次利用等を禁止します。また、当社の指定する方法でのみ利用が可能なものとします。
3. コンテンツの複製物を第三者に販売・贈与・貸与（有償・無償を問いません）することは、禁止します。
4. 会員が本条に違反した場合、当社は会員に対して法的措置を講じることができます。

第 23条　（利用規約の変更）

1. 当社は、当該利用規約を変更することができるものとします。変更内容は、ウェブサイト等で通知し、通知後に会員が当該利用規約第 15条に定める退会の手続きをせず当サービスを継続利用した場合、会員は変更後の利用規約に同意したものとみなします。
2. 法令改正等により、規約が抵触する場合、当該部分を法令に従い変更します。

第 24条　（会員資格の喪失）

会員が以下のいずれかに該当した場合には、会員資格を失います。

(1) 退会したとき
(2) 死亡したとき
(3) 当社がスクールを終了したとき

第 25条　（準拠法および専属的合意管轄裁判所）

1. 本規約は、日本国法に準拠します。また、紛争が生じた場合、誠意をもって協議するものとします。
2. 協議が整わない場合、訴額に応じて当社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 本改定規約は、2026年9月1日（以下「施行日」といいます）から施行します。
2. 施行日より前から休会している会員については、施行日の属する月を休会の開始月とみなして第13条第3項の規定を適用します。当該会員は、施行日の属する月から起算して3か月目の19日までに、当社が指定する方法により受講の再開または退会のいずれかの手続きを行うものとします。
3. 前項に定める期間内に会員による手続きが行われない場合、施行日の属する月から起算して4か月目の1日より休会前のプランで受講を再開するものとし、当社は再開する月の前月20日に当該プランの月額利用料を請求します。

【制定・改定履歴】
2025年1月1日　制定
2025年4月17日　改定
2025年7月25日　改定
2026年9月1日　改定